



市議会だより



獅子ヶ鼻公園



獅子ヶ鼻公園桜まつり 4月9日：獅子ヶ鼻公園下広場

平成18年度 一般会計・特別会計・企業会計あわせ

総額 1,129億円の予算を可決

2月定例会

市議会は、平成18年2月定例会を2月21日から3月24日までの32日間の会期で開催しました。本定例会では、市長提出の平成18年度各会計予算など52議案のほか、請願1件及び議員発議による意見書について慎重に審議しました。その結果、18年度一般会計予算は修正議決し、請願は不採択、その他はいずれも原案のとおり可決・同意しました。

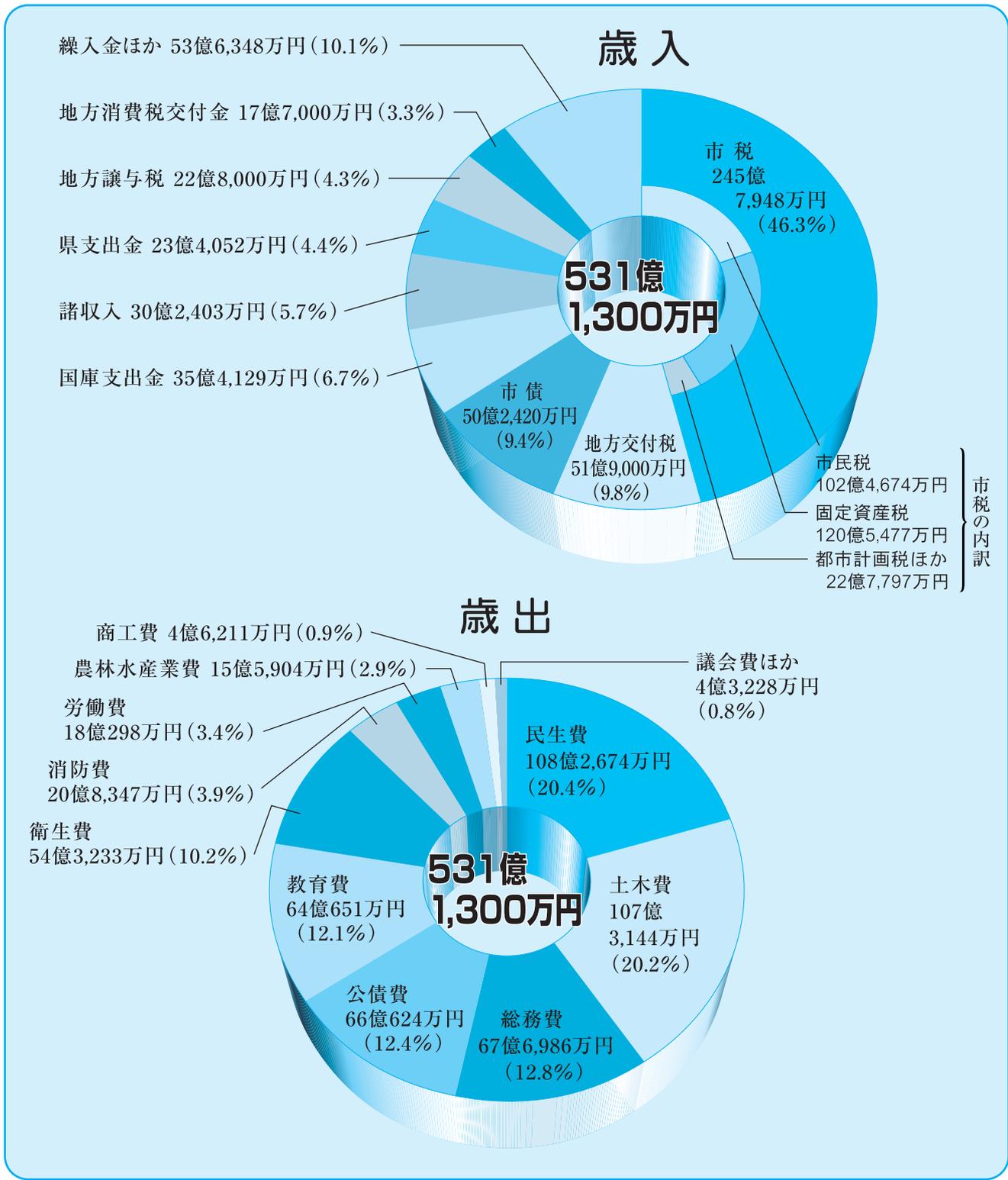
なお、一般質問は、3月6日から9日の4日間にわたり20名の議員が行い、市政のあらゆる分野から市長・教育長の考えをただしました。

主な内容

(ページ)

- 一般会計予算(説明・討論)、意見書 2～4
- 市立学校の施設開放に関する条例の一部改正、国保条例の一部改正等(説明・討論) 5～9
- 特別・企業会計予算 10～11
- 一般質問 12～19
- 審議結果一覧表、5月臨時会の予定 20

1,300万円を修正議決



平成 18 年度 一般会計予算 531 億

市民の暮らしを守り 応援する施策を推進

予算総額は 531 億 1, 300 万円となり、17 年度予算と比べ 1 億 6, 900 万円、0.3% の減となりますが、旧市町村未収・未払金を差し引いた実質的な対比では、5.1% の増となります。合併後の本格的な新市まちづくり予算として、●市民の暮らしを守る安全対策の推進、●産業戦略の構築と推進、●次世代育成のための取り組みの推進、●個性豊かで活力に満ちた地域づくりの 4 点を重点施策として位置づけました。

歳入の主な状況は、市税は景気回復等により、個人および法人市民税が大きく伸びたことから全体で 3%、約 7 億 1 千万円の増、245 億 7, 948 万円を見込み、地方譲与税のうち所得譲与税は、三位一体の改革により引き続き実施された国庫補助負担金の一般財源化により、2.3 倍の 13 億 6 千万円となりました。

歳出では、●総務費・水害ハザードマップの作成・配付、●公共料金のコンビ二収納、ふるさと文化大使の任命、●民生費・高齢者や障害者へのきめ細やかな在宅福祉サービスの展開、地域子育て支援推進事業を新設し新生児訪問や親教育講座の実施、●衛生費・高齢者筋力向上事業の実施、環境基本計画の策定、●労働費、勤労者福祉サービスセンターの活動支援、●農林水産業費、生産基盤の整備、

急性・重要性を見直すとともに、行財政改革をより一層推進するため既存事業の見直し等を図り、予算の選択と集中に努



耐震補強予定の磐田西小体育館

高年齢者筋力向上事業の実施、環境基本計画の策定、●労働費、勤労者福祉サービスセンターの活動支援、●農林水産業費、生産基盤の整備、

修正案を可決

18 年度一般会計予算に対し 3 人の議員から修正案が提出されました。

内容は、総務費の中の投資及び出資金を 3 千万円減額し、予備費を 3 千万円増額とするものです。提出者からの趣旨説明は、以下のとおりです。

本出資金は、浜松ケーブルテレビに出資するもので、本市における事業計画では、18 年 9 月開局の第 1 期から 23 年開局の第 4 期まで 3 万 9, 800 世帯を対象とし、加入率は 18% を目指している。しかし、エリア展開図では第 4 期までの計画に入っていない地区が多くあり、本メディア活用には公益性、公平性の観点から見ても中央部への偏りを生じている懸念はぬぐえない。

また、出資の目的は、さまざま

地産地消の推進、●商工業・県と連携した企業誘致、既存商工業の振興のための活動支援、●土木費・大藤下神増線や高木大原線等の合併推進事業、仿僧川の総合的な治水対策の実施、遠州豊田パークینگエリア周辺土地区画整理事業などの都市基盤整備の推進、●教育費・小学校 4 校の屋内運動場や幼稚園舎の耐震補強工事、小中学校におけるコンピュータ教育や国際理解教育等を推進します。

賛成 30 (公・無)、反対 3 (共) により可決。

さまざまな情報入手するための選択肢を拡大することとなっているが、現在進められている衛星放送や地上波デジタル放送にも同様に情報は豊富にあり、提供エリアはケーブルテレビの比較にはならない。23 年には地上波アナログ放送が終了となり地上波デジタル放送が一般化される予定で、市としてはむしろ地上波デジタルの行く末を研究した方が効果は大きいと考えられる。ケーブルテレビへの出資を全面的に否定するものではないが、有効活用を見出し、出資の目的に市民等の納得が得られるまで、本予算は予備費に組み替えることが妥当だと判断する。

賛成 30 (公・無)、反対 3 (共) により可決。

討 論

庶民に納得できない税改正を大きく受けた予算には反対

(共産)本予算案に反対する。

18年度一般会計予算は、定率減税の縮小等によりサラリーマンなどが増税され、庶民には納得できない税改正を大きく受けた予算である。社会保険関係費など国が本来責任を負うべき負担が削減され、税源移譲による自主的に使える財源をふやすよう国に求めるよう要望する。学校体育施設使用料を受益者負担ということですべての学校体育施設で徴収することになる。スポーツのまちづくり、健康づくりに逆行する新たな負担はやめるべきである。支所の縮小・廃止や保育園の民営化等が検討されている。これは地方自治の存在意義を否定するものだが、住民サービスが切り捨てられないことを強く望む。

障害者自立支援法は実施準備の遅れから混乱が生じている。また、1割定率負担なども緊急課題であり、障害者等へ大きな不安を与えている。生活保護申請希望者がふえている。

相談者の実情を配慮した窓口での対応を求める。福田・磐田給食センターの統合は、保護者に納得のいく説明がされていない中で進めていくやり方には問題がある。戦後60年がたち一層の平和施策の充実に求められている中、それを推進する姿勢が欠けている。ケーブルテレビ出資金は住民サービスがどのように充実されるか不透明で市民が十分理解できるものではない。



個別で見ると治水対策など一部評価できる点もあるが、本案に反対する。

4点の重点目標は合併効果を生かしたもの(無所属)修正案及び修正を除く原案に賛成する。

18年度予算は、17年度予算に対し、合併による旧市町村の未収・未払金を考慮すると実質的には5・1%の増額となり堅実予算である。また、市民の暮らしを守る安全対策など4点の重点目標を設け、合併効果を生かしたものである。定率減税は、導入当時と比べ経済状況が好転してきて

おり、見直されたものと思つ。支所の方向性は、本庁・支所の必要な機能の整備を図り、位置づけをはっきりさせることにより、住民ニーズに対応できる能力向上を目指し、行政と住民が協調した均衡ある発展などを進めることが大切であり、単に縮小するだけではないと考える。国は地方交付税削減等を引き続き進めると予測されるため、行財政改革推進大綱に基づきコスト削減や民間活力の活用などを図る必要がある。民間委託は時の要請であり、行革効果をより高めることになる。学校体育施設の使用料は、受益者・利用者に応分の負担をお願いすることが必要だと考える。ケーブルテレビ出資金は、目的が市民等に納得が得られるのか十分協議し結論を出し、説明責任を果たすことが必要であり、修正案に賛成する。また、交通安全対策費の駐車場・駐車場管理にかかわる増額は、磐田原総合開発株式会社の問題解決の一翼であると受けとめるが、市の支援がどうあるべきか根本議論を含めて協議をすることが肝要であることを付して賛成する。

◎出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(要旨)
(内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済財政政策・金融担当大臣、衆議院議長、参議院議長あて)

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、依然として高水準にある。

これは、消費者金融等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、自己破産が大半を占めている。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)の上限金利は年29・2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの異常なまでに高金利な出資法の上限金利で営業している。

一方、貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利(民事上無効)での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出していることは、貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないもので、出資法の上限金利の引き下げに伴い、貸金業規制法第43条は撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)は、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること等により、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者(日掛け金融)に認められている年54・75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話担保金融の特例金利は、社会的・経済的需要は極めて低く、直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を、次のとおり改正するよう強く要望する。

- 1 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき、現行法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げ、現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 2 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

市立学校の施設開放に関する 条例の一部改正を可決

学校体育施設の開放に係る使用料は、17年度は合併前の制度を存続していました。しかし、旧市町村間で有料と無料の施設があることから均衡を図るため、条例改正を行うものです。

主な内容は、体育館、運動場、武道場及び卓球場について、公平の観点から一部受益者負担をお願いするもので、使用料は旧豊田町と旧福田町を基準に決めました。

なお、この条例は平成18年7月1日から施行されます。
賛成30(公・無)、反対3(共)により可決。



学校体育施設

討論

新たな負担はスポーツのまちづくりに逆行

反対 (共産) 学校施設は地域に開かれ、だれもが使えるようにすべきと考える。すべ

国民健康保険条例の一部改正を可決

本条例は、国民健康保険税の介護納付金分に係る賦課割合を改正するものです。

内容は、いずれも介護納付金分に係るもので、所得割額を現行の100分の0・90に、資産割額を現行の100分の3・70を100分の4・50に改正します。また、被保険者均等割額を現行の5、400円を6、000円に改正します。この均等割額の改正にあわせ、低所得世帯に対する軽減額も6割軽減額を現行の3、240円を3、600円に、4割軽減額を現行の2、160円を2、400円に改める

での学校体育施設の使用料を徴収するのは、これまで無料で利用していた方にも新たな負担となる。地域住民の主体的なスポーツ活動への支援が重要で、スポーツのまちづくり、健康づくり逆行する使用料の負担はやめるべきである。市民への説明会等による意見の把握もせず、負担を押しつけるやり方には納得でき

応分の受益者負担はやむを得ない

この条例の施行は4月1日から、18年度分の国民健康保険税から適用します。
賛成30(公・無)、反対3(共)により可決。

ものです。

討論

現在でも高い国保税国に對し要望を

反対 (共産) 今回の一部改正は、国民健康保険税の介護納付金を引き上げるためのものである。

このことにより、国保税の介護分1世帯当たりの平均は2万6、500円となり、平

ない。住民サービス後退につながる本条例改正に反対する。

やむを得ない

賛成 (無所属) 社会体育施設のつくられた背景には、学校とは違うものがあるが、同じような団体が使用しても一般体育館は有料、学校体育館は無料と差が出ていることを

均で1、650円、6・6%の負担増となる。

現在でも高すぎる国保税に滞納世帯がふえ続け、滞納累計額は13億円を超している。滞納世帯の多くは所得の低い世帯であり、均等割を引き上げるのではなく、能力に応じて賦課する所得割などを中心に据えるべきである。

国に對し、市として国庫支出金をふやし、国保財政を健全化するよう要望することを提言し本条例に反対する。

予防を重視した制度改正に對し前向きにとらえ賛成

賛成 (無所属) 18年度の介護納付金に係る第2号被保険者の1人当たり負担金見込み額は約4万7、700円であ

考えなければならぬ。できれば無料が望ましいが、使わない人たちのことも考えると、応分の受益者負担はやむを得ない。社会体育の向上も考えて、減免措置などの配慮も見られる。徴収する使用料をスポーツのまちづくりらしい使い方をするよう要望し、本条例改正に賛成する。



り、この額を基礎として本市の介護納付金を試算すると、約9億3千万円となる。

この納付金に対し、国保税介護納付金分で確保すべき額は約4億9、500万円となる。医療費の増加や予防サービス、在宅サービス、地域密着型サービスなどの予防を重視した改正により、現行の賦課割合で対応した場合、財源不足が見込まれることから、改正するものである。

国の施策でもあり、元気なお年寄りがふえることを願い、前向きにとらえ、本条例に賛成する。



国民保護対策・緊急処理事態 対策本部条例を可決

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が制定され、同法の規定に基づき、磐田市国民保護対策本部及び磐田市緊急処理事態対策本部の組織及び運営に
関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

内容は、●対策本部の組織 ●対策本部における会議、●対策本部の部や支部、現地対策本部並びに緊急対策本部などを定めています。

賛成 29（公・無）、反対 4（共・無）により可決。

討 論

国に対し有事を起こさせない
努力を求めべき

反対（共産） 国民保護対策本部は、いわゆる有事の際に国民保護を実施に移すための対策本部として地方自治体に設置するものである。

政府は、災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導すると説明している。自然災害に対する防災計画と

国民保護法は枠組みは似ていても避難の指示を行う防災計画は市町村の権限であるが、国民保護法では役割分担が中央集権的につくりかえられている。

そもそも国民保護法は、有事関連法の一つであり、国民を保護するための避難、救援などというのも、戦争支援という大目的に最初から従属したものでしかない。国に対しては有事を起こさせない、平和外交に努力することを求めるべきではないか。自治体において、有事法制の具体化は許されないことを申し上げ、反対する。

条例制定は当然の責務

賛成（公明） 我が国を取り巻く安全保障環境を見渡したとき、大規模テロ等の危険性が課題となっているという現状認識のもと、国民保護法が制定された。本条例は、法の規定に基づき制定される施行条例であり、法が成立している以上は、制定は自治体の当

然の責務である。国に対し武力攻撃があった場合、国民の生命等を守るため、平時から危機管理体制を整えておくことは、法治国家として当然である。また有事の際、平時を前提とした法制では適切な対応ができないため、あらかじめ特例措置を定めておくことが必要である。そうしなければ万一のときに超法規的な措置がとられ、必要以上に人権が制限されることにもなりかねないのでこうした整備が必要である。やむを得ず権利が制限される場合も必要最小限

国民保護協議会条例を可決

この条例は、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が制定され、同法の規定に基づき、磐田市国民保護協議会の所掌事務、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものである。

内容は、●条例の趣旨、●所掌



に限ることなどが明記されていることを申し添え、賛成する。

今回の条例制定は拙速

反対（無所属） この条例は、国民保護法を受けて制定することになっている。地方自治体が指名を受け、対策本部を設置する流れとなっており、2003年からの武力攻撃事態法などの有事三法、2004年の国民保護法などの有事関連七法等の流れがいよいよ地方自治体にも迫ってきた。万一、有事があったときは、

事務、●委員定数、●専門委員、●部会、●委任規定などを定めています。

賛成 29（公・無）、反対 4（共・無）により可決。

討 論

自治体は戦争推進機関であってはならない

反対（共産） 本条例は、自衛隊員なども参加する国民保護協議会を自治体に設置する

特に第一線で活動する消防職員等への影響が大きい。そのような職員等へ条例の理解を得るプロセスが何よりも必要である。

また、全国には今回は上程しない自治体もある。市民の国民保護法への関心は決して高いとは言えない。市民等への周知や声を聞くなど、すべきことはたくさんあると思う。法律に準ずる必要があるが、地方分権時代に責任ある自治体として、もっと議論すべきである。今回の条例制定は拙速であり反対する。

ためのものである。自治体は本来、住民の生活と安全を守ることに最大の任務で、戦争推進機関であってはならない。戦争放棄を明記した憲法第9条を持つ日本は、憲法を守り戦争を起こさせない努力を尽くすべきである。住民を戦時体制づくりに動員する本議案は認められない。反対する。

的確かつ迅速な措置が実施されることが重要

賛成（無所属） 本条例は、国民保護法に基づき制定されるもので、本協議会は、市の

国民保護計画の策定など市長の諮問に応じて、市域における国民の保護に関する重要事項を審議することとされている。万一、事態が発生した場合

介護保険条例の一部改正を可決

今回の条例改正は、主に保険料の改正を行うものです。

介護保険料の基準額を4万800円、月額で3、400円とし、現行の第1段階から第5段階までの5区分を、新たに第1段階から第6段階の6区分に改正します。

各区分の保険料額は、第1段階と第2段階を2万400円に、第3段階を3万600円に、第4段階を4万800円に、第5段階を5万1千円に、第6段階を6万1、200円とするものです。

なお、17年度の税制改正により今まで設けられていた65歳以上の高齢者に係る個人住民税に適用されていた非課税措置が廃止されることを受け、地方税法上で2年間の経過措置が行われます。これに伴い、介護保険料においても、保険料率が急激に上昇しないよう、第1号被保険者に経過措置が

合には、的確かつ迅速に国民保護のための措置が実施されることが重要で、これらを審議する組織である本協議会は、必要不可欠であり、賛成する。

設けられます。

この条例の施行期日は18年4月1日からです。

賛成30(公・無)、反対3(共)により可決。

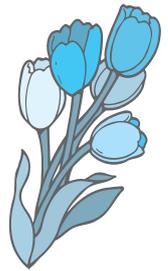
討論

値上げを抑える
努力も必要

反対(共産) 今回の介護保険料の改正で、保険料の段階

が上がリ、増額となる方は2、988人で、2、954万9千円の増を見込んでいる。支給される年金額は減っているのに、天引きされる介護保険料が引き上げられるのは困る、というのが大方の声である。

今回の引き上げに当たり、今後3年間を見通した改定とのことだが、市独自の減免制度はハードルが高く、現在、2名だけの適用となっている。減免制度をもっと充実させる



ことと介護給付費準備基金を活用して値上げを抑える努力も必要である。65歳以上の第1号被保険者に負担を強い内容なので反対する。

制度継続のため
必要な設定と理解

賛成(公明) 今回、基準額を月額2、800円から3、400円に設定したことは、

介護認定率の伸びや、給付費の増大が明らかとの判断であり、健全な介護保険制度継続のため必要な設定と理解する。近隣市と比較しても、低い額となっている。全国や県内の平均額を見ても、過度な住民負担にならない適正な設定と考える。また激変緩和措置もとられており、低所得者に配慮した設定は、評価できる。

今後高齢者や要介護者の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう地域で支えあい、地域福祉に取り組んでいただくことを期待し賛成する。

平成18年度 介護保険(第1号被保険者) 介護保険料

所得段階	対象者	年額	1ヵ月当たりの額
第1段階	○生活保護受給者 ○高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の場合等	20,400円	1,700円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の場合等	20,400円	1,700円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が第2段階以外の場合等	30,600円	2,550円
第4段階(基準段階)	○本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合等	40,800円	3,400円
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の場合等	51,000円	4,250円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の場合	61,200円	5,100円

※ 税制改正による影響で第4段階と第5段階となる方に対しては、保険料が急激に上がらないように激変緩和措置が設定されています。

- 第5段階の対象者……①非課税措置廃止により本人課税となる者(税法上の経過措置対象者)
②平成17年1月1日に65歳に達している者
第4段階の対象者……①第5段階の激変緩和対象者と同一世帯に属する第1号被保険者
②同一世帯に税法上の経過措置対象者以外の課税者がいない者
③平成17年1月1日に65歳に達している者

障害程度認定審査会委員の 定数等を定める条例を可決

本案は、障害者自立支援法が18年4月から施行されることに伴い、障害程度認定審査会委員の定数等を定めるものです。障害程度認定審査会は、障害者などに対する障害福祉サービスの必要性を示す障害

程度について審査判定を行うものです。内容は、審査会委員の定数を1合議体当たり5人の委員を予定し、3合議体の設置を見込み、15人以内とするものです。

全会一致により可決。

職員の給与に関する条例の一部改正を可決

討論

軍事的対応に手当を出すのは不当

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正に準じた改正で、主な内容は、●給料表の改正、●調整手当の廃止、地域手当の新設、●勤務実績に基づく昇給制度の導入、●災害派遣手当に準じて武力攻撃災害等派遣手当の支給 などを行うものです。

給料表の改正は、国に準じて号給を4分割するとともに、行政職は9級制から8級制に、医療職は6級制を7級制とし、改定率は、行政職が平均4・3%の減、医療職も給料表別に平均3%から5・6%の減となるものです。

調整手当は地域手当に改正し、支給率は調整手当と同様に3%とするものです。

勤務実績に基づく昇給制度は、昇給日を年1回とし、1年間を良好な成績で勤務した職員が昇給する場合の標準号給数を4号給（次長級は3号給）とするほか、給料表の枠外への昇給の廃止等を行うものです。

賛成29（公・無）、反対4（共・無）により可決。

反対（共産）国民保護法は、憲法で保障されている基本的人権等を奪うものになっており、本条例改正案は同法を根拠に武力攻撃災害等派遣手当を加えるもので、賛成するわけにはいかない。同手当は、支給することができるといっても、支給を義務づけられたものでなく、今、条例に盛り込む必要性は全くない。軍事的対応に市が手当を出すという給与条例の改正は不当と言わざるを得ない。

本条例改正に反対する。給与構造の改革は適切な内容

賛成（無所属）今回の条例改正は、人事院勧告に準じ公務員給与の適正化を図る内容である。行政職給料を平均4・3%引き下げるなど、職員にとっては厳しい内容である。しかし、地域手当の新設や激

変緩和措置が講じられ、また、職務・職責に応じ勤務実績をより反映した昇給制度の構築を前提とし、職員のやる気と仕事に対するやりがいを喚起するなど、給与構造を改革する内容は適切である。

市長には職員の安全を守る義務がある

反対（無所属）有事における職員の派遣は、直接かわる職員にとって大きな問題である。みずからの生命・身体を危険にさらしてまで任務を実施することを、市長は職員に求めることになる。市長には、市民の安全を守るとともに職員の安全を守る義務がある。国の法律を受けての制定とはいえ、地方自治体として条例改正はあくまでも市の意思に基づくものであり、今の上程は拙速性を感じる。本条例改正に反対する。

多文化交流センター 条例を可決

市内に急増する在住外国人への自立支援と市民との交流を図るための施設として、外国人の集住地区である東新町

に整備された磐田市多文化交流センターについて、地方自治法の規定に基づき、設置及び管理に必要な事項を定めるものです。

内容は、●センターの名称及び位置、●在住外国人への日本語の学習支援や生活相談情報提供、市民との交流、外国人親子の交流及び集いの場の提供などのセンターで実施する事業、●公序良俗を乱すおそれがあったり、施設の管理上支障がある場合など、センターを利用する際の制限、●利用者がセンターの建物や設備を損傷又は亡失した場合の利用者の損害賠償の義務などです。

センターは市が直接管理を行う施設で、条例の施行日は、18年4月1日です。全会一致により可決。



多文化交流センター

放課後児童クラブ条例の一部改正を可決

放課後児童クラブが未設置の岩田地区へ18年度にクラブを設置するため、条例の改正をするものです。

設置場所は岩田小学校内の施設を利用し、名称は「岩田小児童クラブ」、開設時期は18年4月とするものです。全会一致により可決。

体育施設に関する条例の一部改正を可決

主な内容は、●東大久保運動公園内にあるアーチェリー練習場を体育施設に位置づけるとともに、使用目的が同様の磐田弓道場と同額の使用料に設定、●総合体育館の小体育場でフットサル用具を使用した場合の使用料の設定（一組210円）、●磐田稗原グラウンドの芝生グラウンドを有料施設とし、使用料は、市内の類似施設を参考に付帯設備等を総合的に勘案し、安久路公園多目的広場の2分の1相当額に設定 などの改正を行うものです。施行日は18年7月1日です。全会一致により可決。

未来を担う子どもたちのために 安全で豊かな学校給食を求める請願

【請願者】

学校給食を考える磐田の会
会長 千葉みつ子さん
外1万5、606名

本請願は、●学校給食の民営化・大型センター化の計画を中止してください、●福田学校給食センターを現状の単独直営方式併設型で早期に建てかえてください というものです。

所管の文教産業委員会で慎重に審査した結果、「行財政改革の観点からコスト面は無視できない」等の意見により「不採択とすべきもの」と決定。3月24日の本会議においても委員長報告に賛成30（公・無）、反対3（共）により「不採択」と決定しました。

討論

給食に係る費用は

子供たちへの投資

不採択に反対（共産）請願者は食教育の重要性を請願に込めている。食育を推進していくためには、単独自校調理、公設直営方式の拡大が何より

望まれる。自校方式には調理員と子供たちの交流や特色ある献立等のよさがあり、センター給食でも自校方式と同じようにできると言うが、その方向性には疑問がある。コストだけを見て民間委託を進めるのではなく、あくまで安全性の確保と教育の一環としての給食の質など、最も重要な面をおろそかにしてはならない。学校給食に係る費用はコストではなく、未来ある子供たちへの投資である。本請願は採択すべきである。

あらゆる方式の中から
探求を続けるべき

不採択に賛成（公明）民営化、大型センター化計画の中止については、本市においても複数方式による運営の中で将来の姿を調査・検討しているところであり、中止ではなく、あらゆる方式の中から常に安全で豊かな給食を求め、今後よりよい方式への探求を続けるべきである。福田学校給食センターの建てかえについては、磐田学校給食センター

の老朽化もあわせて考え、単独直営方式併設型と決めつけるのではなく、同じ老朽化の問題を抱えた二つのセンターの統合を視野に入れた中規模の給食センターの建てかえを進めるべきである。不採択に賛成する。

行財政改革の流れは
無視できない

不採択に賛成（無所属）官から民への行財政改革の流れは無視できない使命である。直営自校方式は膨大な経費がかかり、効率の悪化、施設の散在など不合理な点は否めない。また、生存競争が激しい民間企業は常に真摯な姿勢で努力精進しており、業者を厳選することで質や安全性の低下は解決される。また、食育の推進には、給食以上に家庭での家族一緒の食事が肝心である。なお、福田学校給食センターを現位置に建てかえることは運営・管理面から面積不足と思われる、経費削減の観点から、今予定されている候補地を土台に進めるのがよい。以上により不採択に賛成する。



財政負担を
考えることも必要

不採択に賛成（無所属）だれもが安全で豊かな学校給食を求めるのは当たり前であると思うが、大型センターはだめ、民間委託はだめ、食育ができないというような発想だけでは物事は前進しない。安全で安心な給食を続けるためには創意工夫を凝らし、財政に負担をかけないことも考えなければ保護者負担もふえると考える。また、福田学校給食センターの建てかえは旧福田町で建設場所や時期が十分検討されたと聞いており、現の福田小学校内での建てかえは都市計画法上不可能である。本請願は給食についてみんなで真剣に考えるための一助ととらえるが、不採択に賛成する。

・陳情

「磐田市非核平和自治体宣言」を求める陳情

【陳情者】

「磐田市非核平和自治体宣言」を求める市民の会
代表 内山 良さん
外154名

外154名

外6団体

本陳情の趣旨は、それぞれ非核自治体宣言を行っていた合併前の磐田市、竜洋町、豊田町、豊岡村の住民の願いを新磐田市においても継承し、平和を求める市民の意思を具現化するため、「議会として『磐田市非核平和自治体宣言』を行ってください」というものです。

所管の総務委員会で慎重に審査した結果、「日本は、さきの大戦における原爆投下により多くの人々の尊い命が奪われた、世界唯一の被爆国として世界平和を願う国民であると理解している。しかし、資源のない我が国としては、核の平和利用として現実的に医療の分野をはじめ、電力等日常生活に広く利用されており、現代社会において核そのものを否定することは認めるわけにはいかない。旧3町村で宣言をした核兵器廃絶平和都市宣言が望ましい」等の意見により「不採択とすべきもの」と決定。3月24日の全員協議会においても委員長報告に賛成30（公・無）、反対3（共）により「不採択」と決定しました。

特別・企業会計予算を可決

国民健康保険事業特別会計予算

予算総額は130億6、2

59万1千円で、前年度に比べ2・8%（3億7、801万6千円）の減となりました。

被保険者数は6万1千人と前年度並みを見込み、介護納付金の増額、国及び県負担金交付金の制度改正による影響などを考慮した予算編成となりました。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

生活困窮者への救済は必要

反対（共産） 国保加入世帯の所得階層は、所得なしの世帯と年金所得のみの世帯をあわせると、50・1%となる。

国民健康保険は、低所得者が多く加入する医療保険であり、国の手厚い援助がなければ

ば成り立たない。

政府は1984年の国保法改悪で国庫負担率を引き下げ、その後も国の責任を後退させてきた。国庫負担を当時の水準に戻すよう市として要望すべきである。また、自治体で低所得者の負担を軽減する立場から、国保税の算定方式を具体的に見直すことも重要な課題である。

生活困窮者のための救済措置は必要である。申請減免を充実させ、国保税の賦課を応能中心に据えることを提言する。

10月からの被保険者証の個人カード化は評価をし、本予算に反対する。

保健事業の取り組みに期待

賛成（無所属） 国民健康保険事業特別会計は、支出額に

応じ収入額を確保しなければならず、予算編成は難しい。三位一体改革のしわ寄せがある中、ほぼ前年並みの予算配分であり適切な予算と言える。

その中で歳出を見ると、疾病を早期に発見し重度化を防ぎ、市民の保健向上を図るための予防事業の一環として、短期人間ドッグ助成金が約2、800万円伸びている。保健事業の取り組みに大きく期待している。

心配する点は、滞納額が前年と比べ約6、200万円増加と、年々増加傾向にある。収納率は市民税や介護保険料と比べ大きく下回っている。税負担の公正を期するためにも滞納は許されるべきではない。収納率向上に向け全職員が一丸となり、さらなる工夫と努力をしていくことを望み、本予算に賛成する。

賛成する。



老人保健特別会計予算

予算総額は127億8、021万5千円で、前年度に比べ0・9%（1億1、005万5千円）の減となりました。予定される制度改正の影響を見込むことは困難であったため、その詳細な決定等を待ち、適切に対処していきます。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

患者負担の増は反対

反対（共産） 国では医療改革大綱に基づく制度改定を予定している。改定の特徴は高齢者等への情け容赦ない負担増と、医療の切り捨てにある。外来や入院でも医療費の大幅値上げがある。10月から70歳以上の現役並み所得者の窓口負担が2割から3割となる。

患者負担増による受診抑制は病気の早期発見、早期治療を妨げ医療費増大を招く。国民は貧富の格差に関係なく医療を受ける権利を持っている。高い窓口負担などにより必

要な医療を受けられない状態が深刻になっている。その上、混合診療を拡大し、保険診療が可能な医療を狭めていくことには反対である。

以上の観点から反対する。

負担の公平等の観点からやむを得ない

賛成（無所属） 10月から70歳以上で一定以上所得者の負担が2割から3割に引き上げられる予定であるが、これは、現役世代とのバランスに配慮したもので、給付の平等、負担の公平の観点からやむを得ない。現役並み以外の低所得者に対しては今までどおりの負担と、配慮されている。

今後の老人保健制度を考えると、限られた財源の中でのバランスが最優先であり、その結果、老人の安心・安全な生活を保障する良質な医療の確保につながると思う。また、18年度から始まる地域包括支援センターとの連携なども、介護や病気を重度化させない対策と考える。本予算に賛成する。

介護保険事業特別会計予算

予算総額は73億7、195万3千円で、前年度に比べ6.7%（5億3、131万5千円）の減となりました。

地域支援事業創設に伴う経費等を加味し編成しました。

賛成30（公・無）、反対3（共）により可決。

討論

保険料の値上げは反対

反対（共産） 反対の理由は第1号被保険者保険料等の値上げにある。市では保険料の減免規定はあるものの、現在の適用は2名である。減免の範囲を拡大する必要がある。

介護保険の見直すべき課題は、利用料負担が重いため必要な介護サービスを受けられない状況が広く存在すること、保険料の値上げにより重い負担になること、特別養護老人ホームなどの施設不足がある。自治体として軽度者の必要な介護サービスを守り、施設利用料も実効ある軽減措置を講じ、地域支援事業に十分な

公費を投入して公的責任をしっかりと果たすなど、負担増から高齢者と住民を守ることが求められている点を指摘し、本予算に反対する。

地域支援事業の効果的な実行を期待

賛成（公明） 介護保険制度には、介護予防に力点を置く視点が極めて重要と考える。本予算は、要支援者に対する介護予防給付、夜間対応型訪問看護等の地域密着型介護サービス、介護予防事業など、地域支援事業の創設に伴う経費を加味した適正な予算であると理解する。

財政的側面について、制度維持を主眼とする改革遂行は関係者にとり厳しいことだが、介護保険制度を必要とする方々のために前向きにとらえ取り組み必要がある。

これから高齢者の方々が生きがいを持って、地域の中で健康に暮らしていけるよう、地域支援事業がより効果的に実行されることを期待して本予算に賛成する。

特別会計

会 計 名	平成 18 年度予算額	平成 17 年度予算額	増 減
国民健康保険事業特別会計	130 億 6,259 万円	134 億 4,061 万円	△3 億 7,802 万円
老人保健特別会計	127 億 8,021 万円	128 億 9,027 万円	△1 億 1,006 万円
介護保険事業特別会計	73 億 7,195 万円	79 億 327 万円	△5 億 3,132 万円
公共下水道事業特別会計	72 億 1,826 万円	81 億 79 万円	△8 億 8,253 万円
その他の特別会計 ※	18 億 7,733 万円	17 億 2,645 万円	1 億 5,088 万円

※ その他の特別会計には、公平委員会、土地取得、農業集落排水、4 財産区、駐車場、交通災害共済（17 年度のみ）の各特別会計の合計額を記載しています。

企業会計

会 計 名	平成 18 年度予算額	平成 17 年度予算額	増 減		
水道事業会計	収益	収入	25 億 3,729 万円	25 億 5,850 万円	△2,121 万円
		支出	24 億 9,315 万円	25 億 1,097 万円	△1,782 万円
	資本	収入	5 億 8,458 万円	6 億 4,047 万円	△5,589 万円
		支出	15 億 4,271 万円	15 億 6,423 万円	△2,152 万円
病院事業会計	収益	収入	107 億 6,190 万円	103 億 7,812 万円	3 億 8,378 万円
		支出	119 億 1,627 万円	115 億 6,382 万円	3 億 5,245 万円
	資本	収入	9 億 7,925 万円	9 億 7,983 万円	△58 万円
		支出	13 億 6,420 万円	12 億 8,910 万円	7,510 万円
国民宿舎事業会計	収益	収入	1 億 6,899 万円	1 億 8,231 万円	△1,332 万円
		支出	1 億 6,530 万円	1 億 7,827 万円	△1,297 万円
	資本	収入	-	-	-
		支出	-	-	-